

定 款

特定非営利活動法人 旭川障害者連絡協議会

特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会定款

第1章 総則

第1条（目的）

この法人は障害の種別や程度の違いを越え、あらゆる障害者の日常の問題、制度上の問題等を掘り起こし、その存在を明らかにするとともに、問題解決のために自ら実践し、かつ社会に対して積極的に提案することにより、障害者の自立と地位の向上を図ることを目的とする。

第2条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会と称する。

第3条（事業）

この法人は特定非営利活動促進法の別表の1号に該当する活動を行い、第1条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者やその団体が抱えている問題解決のためのフォーラム、学習会などの啓発事業の実施
 - (2) 障害者関連行事の実施
 - (3) 障害者自立促進のための相談事業及び障害者雇用促進のための清掃事業等の業務の実施
 - (4) その他この法人の目的を達成するための事業
2. この法人は前項に掲げる事業のほか活動の円滑な遂行に資するため、収益事業を行うことができる。

第4条（事務所）

この法人は、事務所を旭川市に置く。

第2章 会員

第5条（会員の種類）

この法人の会員は、次の2種とし、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 団体会員 この法人の目的に賛同して加入した任意の団体及び法人
- (2) 個人会員 この法人の目的に賛同して加入した個人

第6条（加入）

この法人に、会員として加入しようとする者は、加入申込書に会費を添えて申し込まなければならない。

2. 加入の承認は、理事会が行う。

第7条（会費）

各会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

第8条（会員の資格喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 脱会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体及び法人が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第9条（脱会）

この法人を、脱会しようとする者は、脱会届を理事会に提出することにより、任意に脱会することができる。

第10条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第11条（会費等の不返還）

会員がすでに納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第12条（役員）

この法人に次の役員を置く。

| | |
|------|-----------|
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 3名 |
| 理事 | 5名以上25名以内 |
| 監事 | 1名以上3名以内 |

2. 法人は総会の決議により法人の事業に功績のあった者の内から相談役を選任することができ、相談役は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、

総会及び理事会での議決権を持たない。

第 13 条（役員を選任）

役員は総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

第 14 条（役員の職務）

理事長は、法人を代表し、業務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は欠けた時は、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し事業の執行にあたる。
4. 監事は、特定非営利活動促進法第 18 条に定める職務を行う。

第 15 条（役員の任期）

役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 16 条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は、役員は任期中といえども、法人の名誉を毀損し、又は目的に反するような行動があった時は、総会において出席した会員の 3 分の 2 の議決を経て理事長はこれを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第 17 条（役員報酬）

役員には役員総数の 3 分の 1 以内において報酬を支給することができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第 18 条（支援委員会及び専門家会議）

この法人に支援委員会及び専門家会議を設けることができる。

2. 支援委員会は、旭川障害者連絡協議会の育成、支援に関する資金及び役務の提供を行う。
3. 専門家会議は、旭川障害者連絡協議会の法務、財務など専門知識を必要とする分野の

サポートを行う。

4. 支援委員会及び専門家会議の組織、委員の選出方法その他の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 19 条（事務局）

この法人に事務局を設ける。

2. 事務局に事務局長を置く。
3. 事務局に事務局職員を置くことができ、理事長がこれを任命する。
4. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 会議

第 20 条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第 21 条（構成）

総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第 22 条（権能）

総会は、この定款で定めるもののほか、事業活動計画及び収支予算、事業活動報告及び収支決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 23 条（総会）

総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。通常総会は毎事業年度終了後、2 ヶ月以内に理事長が招集する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 会員の 3 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
- (3) 特定非営利活動促進法第 18 条第 4 号に定めるところにより監事が招集するとき

第 23 条の 2（理事会）

理事会は、定例理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2. 定例理事会は年 4 回とし、3 ヶ月に一回理事長が招集する。
3. 臨時理事会は、次の場合理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

第24条（招集）

会議は、理事長が招集する。

2. 会議を招集する場合は、会員又は理事（以下「構成員」という。）に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。総会では、あらかじめ通知しない事項については決議できない。

第25条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。理事会の議長は理事の中から選出する。

第26条（定足数）

会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（議決）

会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（委任）

会議における構成員の議決権は一人一票とする。

2. やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面または出席構成員を代理人として議決権、あるいは選挙権を行使することができる。
3. 構成員は他の構成員から代理を委任される場合、自分の一票の他は一票を限度とする。

第29条（議事録）

会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 会議に出席した構成員の数、ただし、理事会にあっては出席者の氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

第30条 (資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第31条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第32条 (経費の支弁)

この法人の経費は、資産を持って支弁する。

第33条 (事業会計、予算及び収支決算)

この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

2. この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。
3. この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第34条 (暫定予算)

前条の規定にかかわらず、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第35条 (事業年度)

この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第36条 (収益事業の会計)

収益事業の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計と区分処理し、必要な会計処理を行う。

第6章 解散及び定款の変更

第37条（解散及び残余財産の処分）

この法人は、総会において会員総数の3分の2以上の同意を得て、解散することができる。

2. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる団体に譲渡するものとする。

第38条（定款の変更）

この定款は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。

この場合、法第25条第3項に規定する軽微な変更を除き北海道の認証を受けて、効力を得る。

第7章 雑則

第39条（公告）

この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示するとともに、電子公告に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第40条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成16年5月31日までとする。
2. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成15年3月31日までとする。
4. この定款はこの法人の成立の日から施行する。

附 則

1. この定款は平成15年12月8日から施行する。
2. この定款は平成16年12月15日から施行する。
3. この定款は平成20年11月13日から施行する。
4. この定款は平成23年2月25日から施行する。
5. この定款は平成30年5月26日から施行する。